

○東京藝術大学職員の心身の状態に関する情報の取扱要
項

令和4年2月1日
学 長 裁 定

改正 令和5年10月26日

(趣旨)

第1条 この要項は、東京藝術大学安全衛生管理規則第41条の規定に基づき、本学における業務上知り得た職員の心身の状態に関する情報（以下「健康情報等」という。）を健康確保措置の実施又は安全配慮義務の履行のために適切かつ有効に取扱うため、東京藝術大学個人情報管理規則及び東京藝術大学個人情報取扱規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要項における健康情報等の内容は、別表第1に定めるところによる。

2 この要項において「健康情報等の取扱い」とは、健康情報等に係る収集から保管、使用（第三者提供を含む。）、消去までの一連の措置を指し、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 収集 健康情報等を入手することをいう。

(2) 保管 入手した健康情報等を保管することをいう。

(3) 使用 健康情報等を取扱う権限を有する者が、健康情報等を活用する（閲覧を含む。）こと及び第三者に提供することをいう。

(4) 加工 収集した健康情報等の他者への提供に当たり、当該健康情報等の取扱いの目的の達成に必要な範囲内で使用されるように変換することをいう。（健康診断の結果等をそのまま提供するのではなく、所見の有無や検査結果を踏まえ、医師の意見として置き換えること等）

(5) 消去 収集、保管、使用及び加工した情報を削除する等、使えないようにすることをいう。

(健康情報等を取り扱う者及びその権限並びに取り扱う健康情報等の範囲)

第3条 本学は、業務上知り得た健康情報等を、健康確保措置の実施又は安全配慮義務の履行のために、適切に取り扱わなければならない。

2 健康情報等を取り扱う者（以下「健康情報取扱者」という。）は、あらかじめ職員自身の同意を得ることなく、前項で定めた利用目的の達成に必要な範囲を越えて、健康情報等を取り扱ってはならない。

3 健康情報取扱者及びその権限、取り扱う健康情報等の範囲は、別表第1で定めるところによる。

4 健康情報取扱者は、別表第1に定めた権限を越えて健康情報等を取り扱う場合は、職員本人の同意を得るものとする。

5 健康情報取扱者は、職務を通じて知り得た職員の健康情報等を他人に漏らしてはならない。

(健康情報を取り扱う目的等の通知方法)

第4条 健康情報取扱者は、健康情報等を取り扱う場合には、あらかじめその利用目的及び取扱方法を職員本人に通知又は公表するものとし、公表していない場合に情報を取得したときには、速やかにその利用目的等を職員本人に通知するものとする。

(職員本人の同意の取得方法)

第5条 本学は、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）に基づき収集する情報について、職員本人の同意を得ずに収集することができる。

2 本学は、前項に規定するもの以外の情報について、適切な方法（この要項が職員本人に認識される合理的かつ適切な方法により周知され、職員本人が本人の意思に基づき健康情報等を提出することをいう。）により職員本人の同意を得ることで収集することができる。

(健康情報等の適正管理の方法)

第6条 健康情報取扱者は、利用目的の達成に必要な範囲において、健康情報等を正確かつ最新の内容に保つよう努めるものとする。

2 本学は、健康情報等の漏えい、滅失、改ざん等を防止するため、次の各号に掲げる組織的、人的、物理的及び技術的に適切な措置を講ずるものとする。

(1) 健康情報等があらかじめ定めた方法に従って取り扱われていることの確認

(2) 第3条第3項に定められた者以外の健康情報等取扱いの禁止

(3) 健康情報等を含む文書（磁気媒体を含む。）を施錠できる場所へ保管、記録機能を持つ媒体の持込み、持出し制限等による情報の盗難、紛失等の防止

(4) 健康情報等のうち、体系化され、検索可能な個人データに当たるものを扱う情報システムに関して、アクセス制限、アクセス記録の保存、パスワード管理、外部からの不正アクセスの防止等による情報の漏えい等の防止

3 本学は、健康情報等を、法令又は本学の規定に定める保存期間に従い保管し、利用目的を達した場合は、速やかに廃棄又は消去しなければならない。

4 健康情報取扱者は、健康情報等の漏えい等安全確保の上で問題となる事案又は問題となる事案の発生のおそれを認識した場合には、速やかに人事労務課へ報告しなければならない。

5 健康情報取扱者は、学内における報告及び被害の拡大防止、事実関係の調査及び原因の究明、影響範囲の特定、再発防止策の検討及び実施、影響を受ける可能性のある本人への連絡等、事実関係及び再発防止策の公表等の必要な措置を講ずるものとする。

6 本学は、健康情報等の取扱いを委託する場合は、委託先において当該健康情報等の安全管理措置が適切に講じられるよう、委託先に対して必要かつ適切な監督を行うものとする。

(健康情報等の開示、訂正、利用停止等)

第7条 健康情報等の開示、訂正又は利用停止の請求があった場合の取扱いは、東京藝術大学個人情報取扱規則に基づき、取り扱うものとする。

(健康情報等の第三者提供)

第8条 健康情報取扱者は、あらかじめ職員本人の同意を得ることなく健康情報等を第三者へ提供してはならない。

2 健康情報取扱者は、健康情報等を第三者に提供する場合及び第三者から提供を受ける場合は、必要な事項について確認し、その方法は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律57号）第25条及び第26条の規定の例によるものとする。

(再編、統合等に伴う健康情報等の引継ぎに関する事項)

第9条 本学は、組織再編等に伴い他機関と健康情報等の引継ぎを行う場合は、安全管理措置を講じた上で、適正な管理の下、情報を引き継ぐものとする。

2 本学は、労働安全衛生法によらず取り扱う情報のうち、承継前の利用目的を超えて取り扱う場合には、あらかじめ職員本人の同意を得るものとする。

(健康情報等の取扱いに関する苦情の処理)

第10条 本学は、健康情報等の取扱いに関する苦情に関し、適切かつ迅速に対応するため、人事労務課に相談窓口を置く。

(職員への周知)

第11条 この要項は、ウェブサイトへの掲載等により、職員に周知するものとする。

(教育及び啓発)

第12条 本学は、健康情報等の取扱いに関して、健康情報取扱者及びその他職員を対象に研修を行うものとする。

(事務)

第13条 この要項に関する事務は、人事労務課が行うものとする。

附 則

この要項は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要項は、令和5年11月1日から施行する。

別表第1（第2条、第3条第3項及び第4項関係）

健康情報等の種類		取り扱う者及びその権限			
		学長、役員、人事労務課長	産業医、保健師・看護師、衛生管理者	職員本人の所属長	人事労務課以外の事務担当者
①	作業環境測定の結果の評価に基づいて、職員の健康を保持するため必要があると認めたときに実施した健康診断の結果	△	○	△	△
①-1	①の健康診断の受診・未受診の情報	◎	○	△	△
②	定期健康診断及び特別健康診断の結果並びに健康診断結果に代わる人間ドック等の受診結果	△	○	△	△
②-1	②の健康診断を実施する際、本学が追加して行う健康診断による健康診断の結果	△	○	△	△
②-2	②の健康診断の受診・未受診の情報	◎	○	△	△
③	健康診断の結果に基づき医師又は歯科医師から聴取した意見及び講じた健康診断実施後の措置の内容	◎	○	△	△
④	健康診断の結果に基づき実施した保健指導の内容	△	○	△	△
④-1	④の保健指導の実施の有無	◎	○	△	△
⑤	長時間労働者に対して実施した面接指導の結果	△	○	△	△
⑤-1	⑤の職員からの面接指導の申出の有無	◎	○	△	△
⑥	長時間労働者に対する面接指導に関し医師から聴取した意見及び面接指導後の措置の内容	◎	○	△	△
⑦	長時間労働者以外の健康への配慮が必要な職員に実施した面接指導又は面接指導に準ずる措置の結果	◎	○	△	△
⑧	ストレスチェックの結果	△	○	△	△

⑨	ストレスチェックの結果に基づき実施した面接指導の結果	△	○	△	△
⑨-1	⑤の職員からの面接指導の申出の有無	◎	○	△	△
⑩	ストレスチェックの結果に基づき実施した面接指導に関し医師から聴取した意見及び面接指導後の措置の内容	◎	○	△	△
⑪	職員に対する健康教育及び健康相談その他職員の健康の保持増進を図るため必要な措置を通じて本学が取得した健康測定	△	○	△	△
⑫	労働者災害補償保険法第27条の規定に基づき提出された二次健康診断の結果及び労災保険法の給付に関する情報	△	○	△	△
⑬	治療と仕事の両立支援等のための医師の意見書	△	○	△	△
⑭	通院状況等疾病管理のための情報	△	○	△	△
⑮	健康相談の実施の有無	△	○	△	△
⑯	健康相談の結果	△	○	△	△
⑰	職場復帰のための面談の結果	△	○	△	△
⑱	産業保健業務従事者が職員の健康管理等を通じて得た情報	△	○	△	△
⑲	任意に職員から提供された本人の病歴、健康に関する情報	△	○	△	△

※◎:人事に関して直接の権限を持つ監督的地位にある者が直接取り扱う。

※○:情報の収集、保管、使用、加工、消去を行う。

※△:情報の収集、保管、使用を行う。なお、使用に当たっては、職員に対する健康確保措置を実施するために必要な情報が的確に伝達されるよう、医療職が集約・整理・解釈するなど適切に加工した情報を取り扱う。

※保健師及び看護師は、産業保健に携わる者に限る。